

◇ 男鹿市賃借料情報 ◇

農地法の改正に伴い、これまでの標準小作料制度が廃止されたことから、これに代わるものとして、農地の賃借の実勢価格を提供いたします。

なお、賃貸料及び土地改良区の水利費負担については、貸人、借人相互で話し合いの上、お決め下さい。

令和2年1月から令和2年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料の水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっております。

令和3年2月1日

男鹿市農業委員会

【 田(水稻) 】

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
船越地区	17,908 円	20,000 円	12,100 円	80
脇本地区	12,626 円	22,000 円	10,000 円	357
五里合地区	12,792 円	12,792 円	12,792 円	8
船川港地区	9,477 円	12,100 円	5,800 円	43
男鹿中地区	9,565 円	12,792 円	5,800 円	99
北浦地区	12,981 円	18,000 円	9,075 円	69
若美南部地区 (払戸地区～福川地区)	16,125 円	20,000 円	10,000 円	445
若美中央・北部地区 (角間崎地区～野石地区)	15,186 円	20,000 円	8,000 円	85
(参考)男鹿市平均	14,131 円	/		1,186 件

※ データ数は、集計に用いた筆数である。

※ 「(参考)男鹿市平均」は、データ数による加重平均の値である。

※ 令和2年産あきたこまちJA概算金価格:12,100円/俵で計算。

詳細については、農業委員会事務局にお問い合わせください。